

2. 立入検査について

(1) 平成 28 年度立入検査について

老朽化した水道施設を放置せず、また、必要な耐震化を進めることは水道事業の持続性を高めるために必要不可欠であり、平成 28 年 1 月に水道事業基盤強化方策検討会においてとりまとめられた「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」においても、水道施設の更新・耐震化、規模の適正化の推進として示されたところである。

平成 28 年度立入検査においては、当該とりまとめを受けて、新たに以下の取り組みを実施しているところである。

○平成 24 年～26 年の 3 ヶ年全てで更新率が全国平均よりも低く、かつ、経年化率が全国平均よりも高い事業体（平成 25 年～27 年に立入検査を実施したところを除く）については、管路更新・耐震化推進の指導を要する水道事業体として、平成 28 年度以降の立入検査の対象として選定。

○アセットマネジメントの実施状況等、施設の更新等に関する取組について、水道事業管理者等に対してヒアリング。

また、「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成 28 年 3 月 2 日生食水発 0302 第 2 号水道課長通知）においても、水道施設の更新・耐震化等について水道事業者等においてアセットマネジメントの実施や事業管理者への働きかけの検討をお願いしているところであり、立入検査の対象となっていない水道事業等においても適切に取り組まれない。

(参考)

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項（平成 28 年 1 月 水道事業基盤強化方策検討会）（抜粋）

3 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化の推進

(3) 認可権者（国、都道府県）による働きかけの強化

（首長や事業管理者への情報伝達）

水道施設の更新は大きな財源を伴うことが通例であり、更新計画の決定に当たっては経営的な判断が必要であることから、国及び都道府県は、従来の技術管理者に対する働きかけに止まらず、直接、首長や事業管理者に対して、既存の会議等を活用して情報伝達や意見交換を行う等により、水道事業の経営が今後厳しさを増す状況にあることや、水道施設の更新や耐震化の必要性、水道事業者間の連携の必要性を伝達するべきである。

（適切な施設更新、規模の適正化の促進）

1) アセットマネジメントの実施の指示

水道事業者の施設の更新等への取組が不十分と認められる場合には、認

可権者は水道事業者に対し、アセットマネジメントの適切な実施（水道施設の更新等について、必要な財源の確保も見込みながら数十年先を見据えて計画し、又は計画を見直し、実施すること）を指示等できることとすべきである。

2) 立入検査等の機会を捉えた指導・助言

水道施設の老朽化の進行や、耐震化の遅れは水の安定供給を揺るがしかねない問題であり、早急な対応が求められることから、国や都道府県は、当面の間、定期の立入検査等の際に、重点的に施設の更新等の取組を聴取し、取組が不十分であると認められる場合には、アセットマネジメントの実施の指示等を含めて指導・助言を行うこととすべきである。

(先行的に働きかけを行うべき水道事業者)

国認可の水道事業者については、給水人口が多く、万一水道の持続性が損なわれた場合の社会的影響が大きい一方、職員層が厚く、事業者単独で直ちに施設の更新等に取り組む余地があることが期待できることから、特に管路の経年化率、更新率、施設の耐震化率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言や事業管理者との意見交換等の働きかけを先行的に行うべきである。

(2) 平成 27 年度の立入検査検査について

厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業（平成 27 年 4 月 1 日現在で 479 事業）のうち 52 事業に対して実施し、延べ 53 件の文書指摘及び延べ 131 件の口頭指摘を行った。

(3) 指摘事項に対する報告について

立入検査での指摘事項については、その結果について後日公文での報告を求めているところであるが、「早急に改善する」、「今年度中に策定する」など、漠然とした報告ではなく、具体的な改善内容及び解消時期等を必ず明記するようお願いする。

なお、報告内容によっては、再報告や成果物の提出をお願いすることがあるので、ご理解願いたい。

また、指摘事項に対する改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行うので、改善に努めていただくようお願いする。

(4) 立入検査結果の公表について

立入検査の結果については、厚生労働省ホームページで公表しているところであるが、昨年度の結果から、水道事業体実名入りで公表している。

最後に、各水道技術管理者におかれては自己点検を徹底するとともに、引き続き適正な水道事業が図られるようお願いする。

平成27年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県			大臣認可事業数			立入検査事業数		
			上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道		0	0	0	0	0	0
02	北海道	青森県	4	1	5	1	0	1
03	北海道	岩手県	4	1	5	0	0	0
04	北海道	宮城県	10	2	12	0	0	0
05	北海道	秋田県	4	0	4	0	0	0
06	山形県		5	3	8	0	0	0
07	福島県		9	2	11	1	1	2
08	茨城県		15	4	19	1	0	1
09	栃木県		9	2	11	0	2	2
10	群馬県		11	4	15	0	4	4
11	埼玉県		38	1	39	2	0	2
12	千葉県		21	6	27	2	1	3
13	東京都		1	0	1	1	0	1
14	神奈川県		8	1	9	0	0	0
15	新潟県		10	2	12	0	0	0
16	富山県		4	4	8	0	0	0
17	石川県		6	1	7	0	0	0
18	福井県		4	2	6	0	0	0
19	山梨県		3	1	4	2	0	2
20	長野県		9	2	11	2	0	2
21	岐阜県		7	1	8	0	0	0
22	静岡県		13	4	17	0	3	3
23	愛知県		32	1	33	6	1	7
24	三重県		9	2	11	0	0	0
25	滋賀県		11	1	12	1	0	1
26	京都府		11	1	12	0	0	0
27	大阪府		34	1	35	7	0	7
28	兵庫県		17	2	19	4	0	4
29	奈良県		8	1	9	2	0	2
30	和歌山県		3	0	3	0	0	0
31	鳥取県		2	0	2	1	0	1
32	島根県		2	2	4	0	0	0
33	岡山県		6	4	10	1	0	1
34	広島県		7	3	10	1	0	1
35	山口県		9	1	10	0	0	0
36	徳島県		2	0	2	0	0	0
37	香川県		6	1	7	0	0	0
38	愛媛県		4	1	5	0	0	0
39	高知県		1	0	1	0	0	0
40	福岡県		19	3	22	2	0	2
41	佐賀県		5	2	7	1	2	3
42	長崎県		4	0	4	0	0	0
43	熊本県		2	0	2	0	0	0
44	大分県		4	0	4	0	0	0
45	宮崎県		3	0	3	0	0	0
46	鹿児島県		3	0	3	0	0	0
47	沖縄県		9	1	10	0	0	0
合計			408	71	479	38	14	52

上水道:上水道事業 用水供給:水道用水供給事業

**平成27年度立入検査における指摘事項
(文書指摘、口頭指摘、助言) 延べ件数**

指摘事項		件数	割合
1 資格に関すること	①水道技術管理者	39	12.5%
	②布設工事監督者	2	0.6%
小計(資格に関すること)		41	13.2%
2 認可等に関すること	①認可	18	5.8%
	②各種届出	14	4.5%
	③給水開始前検査	2	0.6%
小計(認可等に関すること)		34	10.9%
3 水道施設管理に関すること	①耐震化、アセットマネジメント	29	9.3%
	②鉛製給水管	22	7.1%
	③水道施設管理(その他)	5	1.6%
小計(水道施設管理に関すること)		56	18.0%
4 衛生管理に関すること	①衛生上の処置	11	3.5%
	②健康診断	1	0.3%
小計(衛生管理に関すること)		12	3.9%
5 水質検査に関すること	①妥当性評価	27	8.7%
	②水質検査計画	15	4.8%
	③採水地点	5	1.6%
	④水質検査(その他)	11	3.5%
小計(水質検査に関すること)		58	18.6%
6 水質管理に関すること	①クリプトスポリジウム等対策	4	1.3%
小計(水質管理に関すること)		4	1.3%
7 危機管理対策に関すること	①各種マニュアル	27	8.7%
	②水安全計画	18	5.8%
	③事業継続計画	9	2.9%
	④危機管理対策(その他)	24	7.7%
小計(危機管理対策に関すること)		78	25.1%
8 住民対応に関すること	①情報提供	25	8.0%
	②福祉部局との連携	3	1.0%
小計(住民対応に関すること)		28	9.0%
計		311	100%

平成27年度立入検査 指摘事項（具体例）

項目	指 摘 事 項											
1	資格に関すること											
	<p>①水道技術管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="301 525 1416 941"> <p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設工事竣工時の施設検査の書類 定期の施設検査時の施設点検記録 配水場において業務に従事する職員が受診した健康診断結果 毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p> </td> <td data-bbox="1416 525 1591 941">大和高田市 水道事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 941 1416 1415"> <p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、一部施設において点検記録が作成されていないなど内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった 水質検査の一部となる水に注入される薬品について、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、薬品基準（仕様書）に適合しているかどうかを確認した記録が作成されていない <p>ため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。</p> </td> <td data-bbox="1416 941 1591 1415">総社市水道 事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1415 1416 1704"> <p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、取水及び導水施設の点検記録が作成されておらず、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p> </td> <td data-bbox="1416 1415 1591 1704">枚方市水道 事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1704 1416 1988"> <p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、給水装置の構造及び材質について、給水申込の承認、施工、検査までの一連の書類は整理されていたが、水道技術管理者が確認していなかったため、今後は確認を行うとともに、検査書類等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p> </td> <td data-bbox="1416 1704 1591 1988">松原市水道 事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1988 1416 2232"> <p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査、薬品基準に基づく確認等の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に適切に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。</p> </td> <td data-bbox="1416 1988 1591 2232">八尾市水道 事業</td> </tr> </table>		<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設工事竣工時の施設検査の書類 定期の施設検査時の施設点検記録 配水場において業務に従事する職員が受診した健康診断結果 毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	大和高田市 水道事業	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、一部施設において点検記録が作成されていないなど内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった 水質検査の一部となる水に注入される薬品について、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、薬品基準（仕様書）に適合しているかどうかを確認した記録が作成されていない <p>ため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。</p>	総社市水道 事業	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、取水及び導水施設の点検記録が作成されておらず、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	枚方市水道 事業	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、給水装置の構造及び材質について、給水申込の承認、施工、検査までの一連の書類は整理されていたが、水道技術管理者が確認していなかったため、今後は確認を行うとともに、検査書類等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	松原市水道 事業	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査、薬品基準に基づく確認等の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に適切に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。</p>	八尾市水道 事業
<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設工事竣工時の施設検査の書類 定期の施設検査時の施設点検記録 配水場において業務に従事する職員が受診した健康診断結果 毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	大和高田市 水道事業											
<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、一部施設において点検記録が作成されていないなど内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかった 水質検査の一部となる水に注入される薬品について、納品時には計量証明書等を納品業者より受け取っていたが、薬品基準（仕様書）に適合しているかどうかを確認した記録が作成されていない <p>ため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、水道技術管理者が従事・監督していることを明確にすること。</p>	総社市水道 事業											
<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、取水及び導水施設の点検記録が作成されておらず、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	枚方市水道 事業											
<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、給水装置の構造及び材質について、給水申込の承認、施工、検査までの一連の書類は整理されていたが、水道技術管理者が確認していなかったため、今後は確認を行うとともに、検査書類等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	松原市水道 事業											
<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査、薬品基準に基づく確認等の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に適切に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。</p>	八尾市水道 事業											

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、一部の施設検査の事務について、水道技術管理者の監督状況が不十分であったため、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこの業務に従事する他の職員を監督すること。</p>	<p>寝屋川市水道事業</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者が監督していなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>八戸圏域水道企業団水道事業</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査、水道に注入される薬品等の適合状況及び定期の健康診断結果について、水道技術管理者の確認が不十分であったため、今後は確認を行うとともに、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>甲府市水道事業</p>
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行っていたが、土木施設において点検記録が作成されておらず内容が不十分であるとともに、点検結果を水道技術管理者が確認していなかったため、点検記録に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	<p>佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、役職、責務及び権限について、規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p>	<p>古河市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道事業管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について規定等で明定しておらず、不明確な立場となり得る可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p>	<p>須坂市上水道事業、甲府市水道事業、総社市水道事業、伊丹市水道事業、北那須水道用水供給事業、鬼怒水道用水供給事業、会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業、宝塚市水道事業</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の責務及び権限に関する規定はあるものの、役職については明定されていないため、明定すること。</p>	<p>寝屋川市水道事業</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について、規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p>	<p>蒲郡市水道事業</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次亜塩素酸ナトリウムの納品時の分析報告書等 ・毎日の水質検査結果 <p>において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていなかったため、記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	<p>宝塚市水道事業</p>
	<p>水道法第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的な水道施設の点検記録が残されていないため、点検記録を整備するとともに水道技術管理者の押印欄を設けるなど、確認体制を構築し、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>須坂市上水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、各事務について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者の最終的な確認が行われていることが不明確であったため、押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	東京都水道事業
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、浄水場において業務に従事する委託業者が受診した健康診断について、水道技術管理者の代務者の検認は行われていたが、水道技術管理者の関与が見受けられなかったため、決裁欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	群馬県県央第二水道用水供給事業
	<p>水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定において、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、施設点検記録など一部の事務について、水道技術管理者の補助者の確認は行われていたが、水道技術管理者への最終的な確認が押印等により行われていなかったため、水道技術管理者及び補助者の役割を明確化し、適切に水道技術管理者による従事・監督が行われるようにすること。</p>	愛知県水道用水供給事業
	<p>水道技術管理者の従事・監督について、次亜塩素酸ナトリウムの納品時に分析報告書等により薬品の仕様を確認しているが、水道技術管理者の従事・監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	姫路市水道事業
	<p>水道技術管理者による監督について、水道施設の定期点検、給水装置の新設、増設及び改造に係る給水開始前検査に関する記録は整理されていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	東松山市水道事業
	<p>水道技術管理者の監督について、健康診断結果の書類において、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その書類を確認していることを明確にすること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水道技術管理者による監督について、浄水場において業務に従事する委託業者が受診した健康診断において、診断結果書の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、今後は、診断結果書に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、監督していることを明確にすること。</p>	駿豆水道用水供給事業
	<p>水道技術管理者の関与について、薬品納入時の水道技術管理者の確認が不明確であったこと、及び1日1回以上行う定期的水質検査時（消毒の残留効果）における水道技術管理者の確認は行っているものの、その記録が明確になっていないことから、水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	東総広域水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道技術管理者の監督について、関係書類においては、水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、水道技術管理者としての決裁とはなっておらず、責任の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>北那須水道用水供給事業、鬼怒水道用水供給事業</p>
	<p>水道技術管理者の代務者を設置した場合には、水道技術管理者の確認に至るまでに時間を要するおそれがあるので、水道技術管理者として判断を遅滞なく行えるような体制の整備に努めること。</p>	<p>群馬県県央第二水道用水供給事業</p>
	<p>水道技術管理者による監督について、次亜塩素酸ナトリウムの納品時や日常の水道施設の点検等についての記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>西尾市水道事業</p>
	<p>水道技術管理者の監督について、水道法第21条第1項の規定による健康診断を監督しなければならないが、貴水道用水供給事業は、水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、水道技術管理者としての決裁とはなっておらず、責任の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、水道技術管理者となる者の職に関する規定はあるものの、責務及び権限については明定されていなかったため、明定すること。</p>	<p>八戸圏域水道企業団水道事業</p>
	<p>第三者委託では、受託者は水道事業者等との契約に係る水道の管理に関する技術上の業務の遂行にあたり、委託の範囲内において水道法上の規定が適用されるため、第三者委託を行う際には、責任関係等が明確であることが必要であるが、貴水道事業は、水道事業者及び受託者の責任に係る認識が不明確であったため、関係者間で共通認識を持つこと。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>
	<p>水道技術管理者の従事・監督について、次亜塩素酸ナトリウムの納品時に分析報告書等により薬品の仕様を確認しているが、水道技術管理者の従事・監督状況が明確になっていないことから、検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、従事・監督していることを明確にすること。</p>	<p>西宮市水道事業</p>
<p>②布設工事監督者</p>		
	<p>布設工事以外の工事の監督者について、貴水道事業は、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し監督業務を行わせること。</p>	<p>愛知中部水道企業団水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>貴水道事業の条例では、布設工事以外の水道施設工事について監督業務を行う者の資格は必要としないとしているが、昭和44年6月24日環水第9059号厚生省環境衛生局長通知「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」の趣旨にかんがみ、布設工事以外の水道施設工事についても、布設工事に準じた監督者を置いて監督業務を実施させること。</p>	旭市水道事業
2 認可等に関すること		
①認可		
	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、浄水方法の変更認可を受けたにもかかわらず、当該変更後の浄水方法で配水されていなかったため、変更認可の申請若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。</p>	上田市上水道事業
	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業は、現在給水人口が認可給水人口を上回っているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可の取得又は事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出等の手続を行うこと。</p>	佐賀東部水道企業団水道事業、福山市水道事業
	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業は、現在給水人口が認可給水人口を上回っているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、認可の取得又は事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出等の手続について厚生労働省と協議を行うこと。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>貴水道事業は、平成26年1月に実施された立入検査において、地下水取水量が、認可計画取水量と比べて、長期にわたり大きく超過している状況にあり、是正する運用方針も確認することができなかつたため、改善するように口頭指摘を受けていた。</p> <p>今回の立入検査において、現状を確認したところ、前回検査後に回答のあった伏流水取水を増量するという一部改善を図る取り組みが進められているものの、地下水取水量全体を適正化する改善計画は見られず、現在も前回指摘と同様の地下水取水が継続されている状況であった。</p> <p>したがって、愛知地域広域的水道整備計画や地下水揚水規制等を踏まえて、愛知県や愛知県水道用水供給事業、近隣水道事業等と調整のうえ、認可計画に整合した地下水取水の運用を図るように改善すること。</p> <p>また、具体的な改善方法や目標時期について、厚生労働省水道課に報告すること。</p>	一宮市水道事業
	<p>分水については、暫定的な措置として、解消に向けて関係水道事業者と協議が進められているところであるが、今なお解消の目途が立っていない地域が見られた。分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向け計画的に取り組むこと。</p> <p>なお、貴水道事業が隣接水道事業から分水を受けている地域については、解消の時期（目途）を示したうえで鋭意取り組むこと。</p> <p>また、上記指摘に対する改善報告に併せて、前回指摘以降の関係機関との協議状況を報告すること。</p>	大阪市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>予備水源としている第8-1水源及び第11-1水源について、これまで認可を受けることなく常時取水を行っていたため、取水を停止すること。また、今後、同様の認可外水源から取水を行う場合は、水道法第10条の規定に基づく、水源種別の変更及び取水地点の変更の認可申請を行うこと。</p>	安城市水道事業
	<p>貴水道事業は、平成26年1月に実施された立入検査において、市内の簡易水道事業を計画的に統合するとされていたものの、予定時期を過ぎてなお未統合であったため、統合までのスケジュールを明らかにしたうえで、統合にあたって、愛知県と調整を図るように口頭指摘を受けていた。</p> <p>今回の立入検査において、現状を確認したところ、簡易水道事業関係者と調整を図るなど、統合に向けての取り組みは進められているものの、簡易水道事業の統合には至っていないことから、引き続き、当該簡易水道事業や愛知県と調整のうえ、統合に向けて取り組むこと。</p>	一宮市水道事業
	<p>現在予備水源として保有している地下水源について、現状は維持管理のため定期的に取水し、給水しているとのことだが、今後、定期的に取水、給水するのであれば、水道法第10条の規定による事業認可の変更要件を確認のうえ、今後の対応について厚生労働省健康局水道課技術係に協議すること。</p>	千葉県水道事業
	<p>現在、原水の水質悪化により予備水源として保有している下地給水所について、濁水などにより取水し、給水しているとのことだが、毎年度継続して取水・給水している状況であるため、今後、定期的に取水・給水するのであれば、今後の対応について厚生労働省水道課技術係に協議すること。</p>	豊橋市水道事業
	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、現在給水人口が既届出値を上回っているため、認可の手続きについて、厚生労働省と協議を行うこと。</p>	須坂市上水道事業
	<p>分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、今後も分水が継続する場合は、水道用水供給事業の認可を受けることや給水区域の拡張による分水区域の編入など、諸般の状況等を勘案した上で、分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。</p>	千葉県水道事業
	<p>分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、今後も分水が継続する場合は、給水区域の拡張による分水区域の編入など、諸般の状況等を勘案した上で、分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。</p>	寝屋川市水道事業
	<p>分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向け計画的に取り組むこと。</p>	姫路市水道事業、宝塚市水道事業
	<p>分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、引き続き関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向け計画的に取り組むこと。</p>	枚方市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>分水については、暫定的な措置として、解消に向けて関係水道事業者と協議が進められているところであるが、今なお解消の目途が立っていない地域が見られた。</p> <p>分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係水道事業者との協議を進め、分水状態の解消に向け計画的に取り組むこと。</p>	豊橋市水道事業
	<p>紫外線処理施設として認可を受けている東部第1水源地、東部第3水源地、東部第5水源地及び清音水源地について、現状は紫外線処理施設が整備されていないが、貴市が策定に向けて現在検討している施設統廃合計画を踏まえ、必要に応じて、水道法第10条の規定に基づく変更認可申請を行うこと。</p>	総社市水道事業
②各種届出		
	<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業は、庭窪浄水場取水施設を平成23年7月に給水開始したにもかかわらず、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届出を行うこと。</p>	大阪市水道事業
	<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、平成〇年〇月に代表者である市長が交代した際に、その届出を行っていないため、届け出ること。</p>	東松山市水道事業、甲府市水道事業、飯塚市水道事業、香芝市水道事業
	<p>水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、平成26年3月に消費税に相当する額を給水条例で変更した際に、その届出を行っていないため、早急に届け出ること。</p>	東松山市水道事業
	<p>水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届出がなされていないため、届け出ること。</p>	安城市水道事業、西尾市水道事業、総社市水道事業
	<p>水道法第27条第3項の規定により、水道用水供給事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道用水供給事業は、平成21年7月に代表者である知事が交代した際、その届出を行っていないため、届け出ること。</p>	駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法第31条において準用する水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道用水供給事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p>	東総広域水道用水供給事業
	<p>法第31条において準用する法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならないが、貴水道用水供給事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p>	群馬県新田山田水道用水供給事業
③給水開始前検査		
	<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかったため、今後同様の工事を実施する場合は、速やかに届け出ること。</p>	千葉県水道事業
	<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査を行っていなかったケースがあったため、今後対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に水質検査を行うこと。</p>	宝塚市水道事業
3 水道施設管理に関すること		
①耐震化、アセットマネジメント		
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、計画を策定していなかったため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化については、現在策定中の施設統廃合計画を踏まえて施設耐震化計画を策定し、 ・管路の耐震化については、施設統廃合計画と直接的には関係しないため、速やかに管路耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。 	総社市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）は、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業、佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>東松山市水道事業、須坂市水道事業、飯塚市水道事業、藤井寺市水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかにアセットマネジメントの実施結果を踏まえて耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>近江八幡市水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道用水供給事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県県央第一水道用水供給事業、群馬県県央第二水道用水供給事業</p>
	<p>水道施設（浄水場、配水池等）の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、一部の水道施設（浄水場）について耐震診断が未了であったため、早期に耐震診断を終え、その結果を踏まえて耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。</p>	<p>八戸圏域水道企業団水道事業</p>
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、一部施設で耐震診断を実施しておらず、また、耐震化計画を策定していなかったため、耐震診断を実施するとともに、現在検討中の県営水道直送計画を踏まえて施設耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進すること。</p>	<p>大和高田市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、基幹管路、浄水場及び配水池の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	古河市水道事業
	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は、施設の耐震化計画は策定しているものの、基幹管路の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	寝屋川市水道事業
	<p>耐震性能が特に低い石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね平成30年度までに転換を完了するよう努めることとされているが、貴水道事業においては、石綿セメント管の更新計画が定められておらず、その更新が滞っている状況にあるため、更新に向けた検討を速やかにを行い、更新を行うよう努めること。</p>	八戸圏域水道企業団水道事業
	<p>災害時に重要な拠点となる病院や避難所などへの配水管路について、優先的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業においては、これらの重要給水施設への基幹管路については重要管路の選定がされているが、配水支管については重要管路の選定がされていなかったため、速やかに選定すること。</p>	越谷・松伏水道企業団水道事業
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業は、既存施設の耐震診断の結果を踏まえ、配水池の耐震化に取り組んでいるが、耐震化計画が未策定であったため、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p>	旭市水道事業
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業は、優先順位をつけて耐震補強に取り組んでいるが、耐震化計画が未策定であったため、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p>	上田市上水道事業
	<p>水道施設（浄水場、配水池等）の耐震化について、貴水道事業は、既存施設の耐震診断を含めた耐震化計画が策定中であったため、速やかに耐震化計画（施設）を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p>	会津若松市水道事業
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道事業において、統合予定の簡易水道施設も踏まえた耐震化計画を策定されたい。</p>	鳥取市水道事業
	<p>水道施設の耐震化について、貴水道用水供給事業は、耐震診断を含む耐震化計画が長期財政計画(案)に記載されていたものの、策定途中であることから、速やかに耐震化計画を策定し、より計画的に耐震化を推進すること。</p>	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>地域防災計画における指定避難所等の重要給水施設に至る管路等については、優先的に耐震化を図ることが求められている。貴市地域防災計画では、現在のところ、指定避難所等は位置付けられていないが、今後、地域の実情に応じた避難場所の整備に努めるとしていることから、その状況を踏まえて重要管路を選定し、計画的・優先的に耐震化に取り組むこと。</p>	<p>総社市水道事業</p>
	<p>アセットマネジメントの実施、施設の更新計画の策定及び管路の耐震化計画の策定について、現在、貴水道用水供給事業において取り組んでいるものの、計画の策定途上であるため、関係者（水道事業者等）との調整を鋭意進めて計画を策定し、これに基づいて必要な対応を実施すること。</p>	<p>駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業</p>
	<p>アセットマネジメント及び水道事業ビジョンについて、現在のところ未実施及び未策定であるので、速やかにこれらを実施及び策定し、安定した事業運営に努めること。</p>	<p>須坂市水道事業</p>
	<p>アセットマネジメントについて、来年度までに実施予定とのことであるが、できるだけ速やかに実施し、安定した事業運営に努めること。</p>	<p>甲府市水道事業</p>
<p>②鉛製給水管</p>		
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業は、布設替計画が未策定であるため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替を推進すること。</p>	<p>東松山市水道事業</p>
	<p>鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画が策定されておらず、また、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	<p>姫路市水道事業</p>
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、（当該水道使用者（所有者）の把握に努め、）適切に実施すること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業、西宮市水道事業、堺市水道事業、八戸圏域水道企業団水道事業、藤井寺市水道事業、宝塚市水道事業、枚方市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報や工事対象範囲の使用者には周知を行っているものの、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	鳥取市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、鉛製給水管の使用件数を把握しておらず、布設替計画を策定していないうえ、個別の周知も行っていないため、適切に実施すること。</p>	大和高田市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握しておらず、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画が策定されておらず、また、個別の周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	八尾市水道事業
	<p>鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、布設替計画に基づき、布設替工事が予定されている水道使用者に対する個別周知は行っていたものの、鉛製給水管を使用しているすべての水道使用者に対する個別周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	大阪市水道事業、松原市水道事業
	<p>鉛給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は前回（平成15年度）立入検査において指摘されているにもかかわらず、布設替基本計画の策定にとどまっておらず、布設替の実施に至っておらず、また、定期的に個別に周知されていないため、適切に実施すること。</p>	甲府市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、布設替計画どおり更新されておらず遅れており、また、定期的に個別に周知されていないため、適切に実施すること。また、鉛製給水管を使用している給水管における水道水中の鉛濃度の把握が不十分なため、適切に実施すること。</p>	会津若松市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>鉛製給水管については、布設替計画を策定し、計画的に布設替えを進めることとされており、特に公道部（配水管分岐部から水道メーターまで）は、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組むようお願いしているところであるが、貴水道事業は、公道部の鉛製給水管について、布設替計画を策定しておらず、積極的に布設替えを行っていないため、布設替計画を策定し、計画的かつ積極的に布設替えを推進すること。</p>	福山市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替え計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替えを進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、計画は策定されているものの、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。</p>	寝屋川市水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に布設替えを進めることとされているが、貴水道事業は、布設替計画を策定して布設替えを進めているものの、公道下における鉛製給水管の残存状況について一部把握できておらず、布設替えに遅れが生じているため、実態把握に努め、計画的に布設替えを進めること。</p>	総社市水道事業
	<p>鉛製給水管の更新について、貴水道事業では、宅地部については個別の事情によって残存している箇所があるため、引き続き個別に対応を行うなど、解消に向けた取組を推進すること。</p>	千葉県水道事業
	<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、公道部を含めて個別の事情によって残存している箇所があるため、引き続き個別に対応を行うなど、解消に向けた取組を推進すること。</p>	北九州市水道事業
③水道施設管理（その他）		
	<p>施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は一部水道施設において定期点検が行われていなかったため、点検項目等を作成した上で定期点検を行うこと及び点検実施項目の確認体制を構築すること。</p>	甲府市水道事業
	<p>次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたのになっているか確認する必要があるが、貴水道事業は、仕様書に塩素酸濃度が規定されていないため、記載するとともに、仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。</p>	愛知中部水道企業団水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、納入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付加される各評価項目の濃度等がその仕様を満たしたのになっているか確認する必要があるが、貴水道事業は、必要な対応がなされていなかったため、使用する次亜塩素酸ナトリウムについて最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。</p>	一宮市水道事業
	<p>次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、保管時における保管温度及び保管期間に配慮すること。</p>	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	<p>施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は土木設備の点検は実施されているものの、点検状況に関する記録がなかったため、その記録を行うこと。</p>	南アルプス市水道事業

4 衛生管理に関すること

①衛生上の措置

<p>水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の送水場について、敷地の一部が河川区域という理由から柵を設けておらず、また、河川管理者と柵の設置に関する協議も行われていなかったため、協議を行うとともに、汚染防止対策の徹底に取り組むこと。</p>	西尾市水道事業
<p>水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、日中に門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、通常は門扉を閉鎖するなど、警備を強化することにより、汚染防止対策の徹底を図ること。</p>	東松山市水道事業
<p>水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、浄水場施設建屋には施錠がされているものの、一部の浄水場において門扉が開放されており、また、さくが設置されているものの、さくの下の間隙が大きく、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、早期に汚染防止対策の徹底を図ること。</p>	会津若松市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異常等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）においては、土木施設の点検記録が整備されていなかったため、点検リストなどの記録を作成し、水道技術管理者が点検実施状況を確認できる体制を構築すること。</p>	越谷・松伏水道企業団、佐賀西部広域水道用水供給事業
	<p>水道事業者は、取水場、導水きょ、配水池ポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないように留意することとされているが、貴水道事業においては、水源である井戸の付近で廃油入りのドラム缶が屋外に保管され、破損や漏洩に対する十分な対策が実施されていなかったため、保管場所やその管理について、改善すること。</p>	一宮市水道事業
	<p>水道事業者は、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業は、一般の注意を喚起するに必要な立入禁止表示等を設置していなかったため、設置すること。</p>	大和高田市水道事業
	<p>水道事業者は、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、正門前の車道が狭く車両の往来も多いことから、門扉の開閉の際に安全が確保されないとの理由で、日中に門扉が開放されているが、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、警備を強化するなど、立ち入り管理を徹底することにより、汚染防止を図ること。</p>	鬼怒水道用水供給事業
	<p>水道事業者は、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業は、日中は浄水場の門扉が開放されており、また、冬期は積雪により門扉が操作できなくなることから常に開放されているが、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、警備を強化するなど、立ち入り管理を徹底することにより、汚染防止を図ること。</p>	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	<p>施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、土木施設の一部について点検記録が整備されていなかったため、点検項目を作成するとともに、記録を残すこと。</p>	伊丹市水道事業
	<p>水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道事業においては、防犯設備を設置していない施設が見受けられたことから、監視体制の充実に努めること。</p>	鳥取市水道事業
②健康診断		

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないとされているが、貴水道事業は、配水池の清掃に従事している作業員の健康診断を行っていなかったため、水道施設の業務に従事しているすべての者について実施すること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
<p>5 水質検査に関すること</p>		
<p>①妥当性評価</p>		
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業の水質検査方法においては、妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施に努めること。</p>	<p>古河市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業（又は「貴水道用水供給事業」）は、自己検査項目について妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施すること。（佐賀東部水道企業団水道事業、佐賀東部水道用水供給事業）</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業、佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では、水質検査機関に委託する部分についての妥当性評価の内容は確認していたものの、自己で検査する部分については行っていなかったため、速やかに実施すること。</p>	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業の水質検査方法においては、妥当性評価ガイドラインに基づく確認が未実施であるため、速やかに実施に努めること。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。</p>	<p>越谷・松伏水道企業団水道事業、東総広域水道用水供給事業、甲府市水道事業、安城市水道事業、愛知中部水道企業団水道事業、八戸圏域水道企業団水道事業、八尾市水道事業、福山市水道事業、伊丹市水道事業、豊橋市水道事業、宝塚市水道事業、枚方市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」による評価が一部（3項目）について実施されているものの、未実施項目があったため、速やかに実施すること。</p>	<p>一宮市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について妥当性評価ガイドラインの目標を満足していないため、目標を満たせるよう検査方法の一部の改良、定量下限の見直し等を行うこと。</p>	<p>寝屋川市水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況の確認をしていなかったため、その確認を行うこと。</p>	<p>須坂市上水道事業</p>
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、室内精度について評価が未実施であるため、速やかに実施すること。</p>	<p>北九州市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について評価が未実施であり、また、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況の確認をしていなかったため、未実施の項目の妥当性評価を速やかに行うとともに、委託検査機関の妥当性評価についても実施状況を確認すること。</p>	上田市上水道事業
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業においては、妥当性評価は順次進めているものの、一部検査対象物について妥当性評価ガイドラインの目標を満足していないため、目標を満たせるよう検査方法の一部の改良、定量下限の見直し等を行うこと。</p>	北那須水道用水供給事業、鬼怒水道用水供給事業
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業は、水質検査を委託している検査機関の妥当性評価の実施状況を確認していなかったため、その確認を行うこと。</p>	駿豆水道用水供給事業、蒲郡市水道事業
	<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、共同検査体制により設置した奈良広域水質検査センターが実施する水質検査方法の妥当性を確認していなかったため、確認すること。</p>	大和高田市水道事業
②水質検査計画		
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、定期の水質検査を省略する項目及びその理由、水質検査を委託する場合における当該委託の内容、水質検査結果の評価に関する事項、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p>	寝屋川市水道事業
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。</p>	大和高田市水道事業
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項が未記載であったため、記載すること。</p>	蒲郡市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であるため、記載をすること。</p>	<p>東松山市水道事業、豊橋市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査結果の評価に関する事項が未記載であったため、記載をすること。</p>	<p>福山市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、関係者との連携に関する事項が未記載であるため、記載をすること。</p>	<p>愛知中部水道企業団水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質管理目標設定項目の検査に関する事項、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載をすること。</p>	<p>八尾市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項が未記載であるため、記載をすること。</p>	<p>安城市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載をすること。</p>	<p>総社市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であるため、記載をすること。</p>	<p>駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道用水供給事業は、原水の水質検査に関する事項が未記載であったため、記載をすること。</p>	<p>佐賀西部広域水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、計画に記載された同条第7項の規定による検査の回数に誤りがあったため、適切な計画とすること。</p>	<p>古河市水道事業</p>
<p>③採水地点</p>		

項目	指 摘 事 項	
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業では、採水地点がない配水区域があり、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の追加等について検討し、より適切な採取場所を選定すること。</p>	古河市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、ジェオスミン及び2-MIBの検査に供する水を採水する給水栓が配水管の末端等適切な採水場所となっていなかったため、適切な採水場所とすること。</p>	安城市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうか判断できるよう、配水管の末端等、水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水場所の選定理由が不明確であったため、採水場所について、適切な選定をすること。</p>	一宮市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、一部の配水区域で採水地点が配水管の末端になっておらず、採水場所の選定理由についての説明が不十分であったため、採水地点の選定について検討し、より適切な採取場所を選定すること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、一部の配水区域で配水管の末端等水が停滞しやすい場所で採取していなかったため、より適切な採取場所について検討すること。</p>	佐賀東部水道企業団水道事業
④水質検査（その他）		
	<p>水道法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査については、同法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業は、欠測日が生じていたため、適切に実施すること。</p>	姫路市水道事業
	<p>水道法第31条において準用する同法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査のうち、1日1回以上行う色及び濁りに関する検査について、貴水道用水供給事業では、一部の箇所において、1週間に1回しか行われておらず、水質基準を満たしていることが確認できる体制になっていないことから、早急に改善し、1日1回以上の検査を行うこと。</p>	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業
	<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定に基づき、委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を記載しなければならないが、貴水道事業は、一部未記載であったため、記載すること。</p>	総社市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法施行規則第15条第8項第2号の規定に基づき、委託契約書はその契約の終了の日から五年間保存することとされているが、貴水道事業は、三年間保存としていたため、五年間保存とすること。</p>	<p>総社市水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第8項第6号の規定に基づき、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業は、水質検査の根拠となる書類等の確認をしていないため、委託契約書に水質検査の根拠となる書類に関する事項を記載し、水質検査の実施状況の確認を行うこと。</p>	<p>近江八幡市水道事業</p>
	<p>水道事業者は、水質検査結果の根拠となる書類、精度管理等の実施状況及び水道GLPやISO取得状況を書類で確認し、水質検査機関の技術能力の把握に努めることとされているが、貴水道事業では、検査施設へ立入はしているものの、その水質検査業務の確認に関する取組が不十分であったため、水質検査機関の技術能力把握に努めること。</p>	<p>古河市水道事業</p>
	<p>貴水道事業は、水道法施行規則第15条第1項4号の規定に基づき、カビ臭物質の水質検査を省略しているが、その場合であっても、概ね3年に1回程度は省略をした項目について水質検査を行い、水道水質の状況を確認すること。</p>	<p>西宮市水道事業</p>
	<p>すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施することとされているが、貴水道事業では、水道用水供給事業者から定期的に浄水の水質試験結果の共有を受けるなど、適切に原水の水質管理を実施すること。</p>	<p>八尾市水道事業、寝屋川市水道事業</p>
	<p>委託先の水質検査について、実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業においては、水質検査の根拠となる書類の提示は受けていたものの水道技術管理者の監督状況を判断できる書類が整備されていなかったため、確認欄を設けるなど、水道技術管理者が委託先の水質検査を監督していることを明確にすること。</p>	<p>越谷・松伏水道企業団水道事業</p>
	<p>すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施することとされているが、貴水道事業では、地下水及び伏流水水源においては、2-MIB及びジェオスミンが検査項目から省略されていたので、上記2項目についても原水の水質検査を実施すること。</p>	<p>豊橋市水道事業</p>
<p>6 水質管理に関すること</p>		
<p>①クリプトスポリジウム等対策</p>		
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、施設整備が完了していない施設においては、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止の対策を講じるなど、適切な運転管理を実施すること。</p>	<p>須坂市上水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設については、平成29年度に施設を廃止する予定とのことであるが、廃止までの期間、クリプトスポリジウム及び指標菌の検査回数を増やす等、監視体制を強化すること。</p>	西尾市水道事業
	<p>水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた対策として、レベル2の施設においては、3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施することとされているが、貴水道事業は、当該頻度での検査を実施していなかったため、適切に実施すること。</p>	宝塚市水道事業
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこととされているが、貴水道事業においては、井戸開口部からの目視による点検は実施されていたものの、井戸内部の撮影等の点検が実施されていなかったため、適切に実施すること。</p>	鳥取市水道事業
7 危機管理対策に関すること		
①各種マニュアル		
	<p>テロ対策、濁水対策及びクリプトスポリジウム等対策について、貴水道事業は、危機管理マニュアルが未策定であり、また、その他のマニュアルについても、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課や大阪府など外部への連絡体制の整備が不十分であったため、マニュアルの策定及び内容の充実を図ること。</p>	八尾市水道事業
	<p>テロ対策及びクリプトスポリジウム対策について、貴水道事業は、危機管理マニュアルが未策定であり、また、その他のマニュアルについても、給水停止時の指揮命令系統及び緊急時の連絡体制について未記載のものが見受けられたため、マニュアルの策定及び内容の充実を図ること。</p>	東松山市水道事業
	<p>テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、マニュアルを整備していなかったため、速やかに策定すること。</p>	群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県県央第一水道用水供給事業、群馬県県央第二水道用水供給事業
	<p>地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、停電時のマニュアルを策定していなかったため、策定すること。</p>	総社市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。</p>	古河市水道事業
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道用水供給事業は、マニュアルを策定していなかったため、速やかに策定すること。</p>	群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県県央第一水道用水供給事業、群馬県県央第二水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業
	<p>各種危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、緊急時における給水停止時の指揮命令系統で水道技術管理者の役割が明確になっていないことから、マニュアルに記載すること。</p>	愛知中部水道企業団水道事業
	<p>危機管理マニュアルについて、貴水道事業は、給水停止時の指揮命令系統が未記載であったため、マニュアルの内容の充実を図ること。</p>	近江八幡市水道事業
	<p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規程に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、施設統廃合計画が未策定であることを理由に当該設備の設置を遅延させていたため、必要な設備を設置すること。 なお、施設統廃合計画の策定及び施設整備に時間を要する場合には、取水停止等の応急対応が遅滞なく実施されるようクリプトスポリジウム対策マニュアルに基づき適切な措置を講じ、必要に応じてマニュアルの充実を図るとともに、原水のクリプトスポリジウム等を3箇月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、水質管理を徹底すること。</p>	総社市水道事業
	<p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、整備していなかったため、運転手引書を整備すること。</p>	蒲郡市水道事業
	<p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業は、整備していなかったため、運転手引書を整備すること。なお、運転手引書は、緊急時対応のみならず、技術の継承においても有効であることを申し添える。</p>	総社市水道事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>各種危機管理マニュアルについて、緊急時における連絡体制として内部の体制は整備されているものの、緊急時における連絡先として厚生労働省水道課や愛知県（又は「大阪府」）など外部への連絡体制の整備が不十分なので、連絡体制を整備し、マニュアルに記載すること。</p>	<p>西尾市水道事業、寝屋川市水道事業</p>
	<p>各種危機マニュアルについて、貴水道事業は、第三者委託先を含め、マニュアルの整備は行われていたが、第三者委託先が策定しているマニュアルとの連携を図ることで総合的な運用が出来るよう、水道部のマニュアルの内容を精査すること。</p>	<p>会津若松市水道事業</p>
	<p>危機管理マニュアル（水質事故・テロ対策・停電時対策・濁水対策）について、貴水道事業は平成17年度に整備を行っているが、内容が現状に即しているか確認の上、関係者に周知徹底を行うこと。</p>	<p>蒲安市水道事業</p>
	<p>テロ対策マニュアルについて、貴水道用水供給事業は、テロ発生時の送水停止に関する体制の整備が未記載であるため、内容の充実を図ること。</p>	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>危機管理訓練を実施した結果を踏まえて、各危機管理マニュアルを適切に見直すこと。</p>	<p>鳥取市水道事業</p>
	<p>供給する水が人の健康を害するおそれがある場合における給水停止の判断は、水道法第19条第2項第7号の規定により水道技術管理者が行うこととされているが、貴水道事業の危機管理マニュアルにおいては、水道技術管理者が給水停止を判断する指揮命令系統になっていなかったため、見直すこと。</p>	<p>大和高田市水道事業</p>
	<p>供給する水が人の健康を害するおそれがある場合における給水停止の判断は、水道法第19条第2項第7号の規定により水道技術管理者が行うこととされているが、貴水道事業の危機管理マニュアルにおいては、水道技術管理者が給水停止を判断する指揮命令系統になっていなかったため、見直すこと。</p>	<p>総社市水道事業</p>
	<p>地震、風水害等により停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルについて、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定したマニュアルを策定することとされているが、貴水道事業は、その対策内容が、自家発電設備によって対応することについての事柄のみの記載にとどまり、不十分であるため、燃料確保策にも言及するなど、マニュアルの内容の充実を図ること。</p>	<p>藤井寺市水道事業</p>
<p>②水安全計画</p>		
	<p>水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。</p>	<p>東松山市水道事業、旭市水道事業、西尾市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水安全計画について、貴水道事業は、水道事業ビジョンで平成30年度の策定を予定しているものの、現在未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、水安全計画に準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。</p>	<p>蒲郡市水道事業</p>
	<p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。</p>	<p>総社市水道事業、大和高田市水道事業、香芝市水道事業</p>
	<p>水道事業者は、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保に努めることとしているが、貴水道事業では、水質事故マニュアルにより準じた危害管理がされてはいるものの、水安全計画の策定が行われていないため、良質で安全な水道水の供給確保のため、計画の策定に努めること。</p>	<p>古河市水道事業、八尾市水道事業、藤井寺市水道事業</p>
	<p>水安全計画の策定について、貴水道事業は、内容の充実を図りながら取り組んでいるところであるが、速やかに策定を完了させ、良質で安全な水道水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。</p>	<p>北九州市水道事業、姫路市水道事業</p>
	<p>水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、水安全計画を策定し、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。</p>	<p>須坂市上水道事業、上田市上水道事業</p>
	<p>水安全計画について、貴水道事業は、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が一部浄水場において未策定であるため、自らの水安全計画の策定により、良質で安全な水道水の供給確保が行えるようすみやかに策定すること。</p>	<p>南アルプス市水道事業</p>
	<p>水安全計画について、貴水道用水供給事業は、水安全計画策定ガイドラインに準じた危害管理を行っているものの、作成途上であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、検討を鋭意進め、速やかに水安全計画を策定すること。</p>	<p>駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業</p>
	<p>アセットマネジメントの実施及び水安全計画の策定について、貴水道用水供給事業は、内容の充実を図りながら取り組んでいるところであるが、速やかにこれらの実施・策定を完了させ、良質で安全な水道用水の供給確保について、より一層取り組みを推進すること。</p>	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
<p>③事業継続計画</p>		

項目	指 摘 事 項	
	<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、計画が未策定であり、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。</p>	<p>古河市水道事業、愛知中部水道企業団水道事業、八尾市水道事業、寝屋川市水道事業、蒲郡市水道事業</p>
	<p>水道事業者は、新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な対策を推進することとされているが、貴水道事業は、計画が未策定であり、適切な対策がとられていなかったため、事業継続計画を策定すること。</p>	<p>大和高田市水道事業、総社市水道事業</p>
	<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、事業継続のための最低人員や人員計画等について検討途中であったため、内容の充実を図ること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
	<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないが、貴水道事業は、八戸市新型インフルエンザ対策に準じた対応としているが、企業団としての計画策定がされていないため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。</p>	<p>八戸圏域水道企業団水道事業</p>
④危機管理対策（その他）		
	<p>湧水対策について、湧水時に予想されるすべての事態を想定して、湧水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道用水供給事業（又は「水道事業」）は作成していなかったため、湧水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。</p>	<p>榛南水道用水供給事業、八戸圏域水道企業団水道事業、飯塚市水道事業、大和高田市水道事業</p>
	<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について未整備であるため、整備すること。</p>	<p>東松山市水道事業、寝屋川市水道事業、近江八幡市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は、クリプトスポリジウム等対策指針に定める施設点検を実施していたものの、一部の水源において、その頻度が同指針に定める適切な頻度で行われていなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を適切な頻度で実施すること。</p>	南アルプス市水道事業
	<p>薬剤等の保管・管理について、各通知等によりその管理を強化・徹底することとされているが、貴水道事業においては、薬品の管理を薬品台帳で管理していたものの瓶ごとの管理となっており使用量の記録がされていなかったため、使用量の記録も行い、より一層の適正管理に努めること。</p>	越谷・松伏水道企業団水道事業
	<p>薬剤等の保管・管理については、各通知等によりその管理を強化・徹底することとされているが、貴水道用水供給事業（又は「貴水道事業」）においては、薬品の管理を薬品台帳で行っているものの購入本数の把握にとどまり、使用量等の記録がされていなかったため、使用量等の記録を行い、より一層の適正管理に努めること。</p>	駿豆水道用水供給事業、八尾市水道事業
	<p>水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、貴水道用水供給事業においては、夜間は施設周辺全体での赤外線センサーによる警備を行っているが、日中は赤外線センサーを作動させていないことから、水道施設の警備の強化を図るため、日中の赤外線センサーの停止は必要最小限の区間及び時間とするなど、水道施設の防護対策を徹底すること。</p>	東総広域水道用水供給事業
	<p>水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底することとされているが、貴水道事業は、対策が十分でないことから警備強化を検討し、水質管理を徹底すること。</p>	総社市水道事業
	<p>水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理を徹底することとされているが、貴水道事業は、来訪者等を職員等が確認しているものの、その記録を残していないため、管理簿を作成するなどして来訪者や施設出入業者の管理を徹底すること。</p>	八尾市水道事業
	<p>施設内の出入り者の管理について、貴水道用水供給事業は工事業者のみ記録していたため、工事業者以外の来訪者についても記録・管理すること。</p>	北那須水道用水供給事業
	<p>水道事業者等は、水道施設に係る災害時緊急体制を整備するため、地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備することとされているが、貴水道用水供給事業は、地方公共団体等との緊急時における連絡網整備が不十分であったため、整備すること。</p>	群馬県県央第二水道用水供給事業
	<p>応急給水活動は、他都市との連携を図り、医療機関等に対して配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこととされているが、貴水道用水供給事業は緊急時に対する応急給水体制について事前に取り決めがなく受水団体等との連携体制を十分図れていないため、連携を図るよう努めること。</p>	群馬県県央第二水道用水供給事業

項目	指 摘 事 項	
	<p>応急給水体制について、関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道用水供給事業は、水道事業者との連携は行っているものの、重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認していないため、水道事業者との連携を活用し重要給水施設の把握等を実施し、応急給水体制の充実を図ること。</p>	<p>駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業</p>
	<p>滝沢浄水場出口の緊急遮断弁について、弁が手動となっており、緊急時の対策としては不十分となる可能性があることから、改善策を検討すること。</p>	<p>会津若松市水道事業</p>
	<p>重要給水施設管路について、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進めるようお願いしているところであるが、貴水道事業は、重要給水施設管路の位置付けが行われていないため、早急に選定し計画的・優先的に耐震化に取り組むこと。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>
	<p>平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道用水供給事業においては、汚染源となるおそれのある工場等の位置を、地図等で把握していなかったため、位置図を作成するなどして、その把握に努めること。</p>	<p>愛知県水道用水供給事業</p>
	<p>滝沢浄水場の非常用発電設備燃料の保管において、安全性に配慮し、改善を行うこと。</p>	<p>会津若松市水道事業</p>
<p>8 住民対応に関すること</p>		
<p>①情報提供</p>		
	<p>水道法第24条の2及び同法 施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、これらの情報提供を行っていないため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供を行うこと。</p>	<p>飯塚市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、ホームページ及び広報紙で情報提供されているものの、定期的に更新、掲載が行われていないため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>東松山市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年一回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていないため、毎年一回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>大和高田市 水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は情報提供をしていないため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>南アルプス 市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年一回以上定期的に水道需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は定期的に情報提供をしていないため、毎年一回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>南アルプス 市水道事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び施行規則第17条の2第1号の規定に基づき、水道により供給される水の安全に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供をしていないため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>古河市水道 事業</p>
	<p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年一回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていないため、毎年一回以上定期的に水道の需用者に対して情報提供を行うこと。</p>	<p>総社市水道 事業</p>
	<p>水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第6号の規定に基づき毎年一回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項が一年以上更新されず内容の見直しも行っていないため、情報提供の内容を定期的に見直し、毎年一回以上定期的に水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供すること。</p>	<p>群馬県東部 地域水道用 水供給事 業、群馬県 新田山田水 道用水供給 事業、群馬 県県央第一 水道用水供 給事業、群 馬県県央第 二水道用水 供給事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することが出来るような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業は、構成団体向けに情報提供を行っていたものの、一般の需要者に対する情報提供が不十分であるので、ホームページを活用する等幅広い広報手段での情報提供を行うこと。</p>	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業</p>
	<p>水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p>	<p>佐賀東部水道企業団水道事業</p>
	<p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道用水供給を受ける水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業は、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p>	<p>佐賀東部水道用水供給事業</p>
	<p>水道法第31条において準用する法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供を行っていなかったため、項目として盛り込むこと。</p>	<p>群馬県東部地域水道用水供給事業、群馬県新田山田水道用水供給事業、群馬県県央第一水道用水供給事業、群馬県県央第二水道用水供給事業、北那須水道用水供給事業、鬼怒水道用水供給事業、駿豆水道用水供給事業、榛南水道用水供給事業、遠州広域水道用水供給事業、愛知県水道用水供給事業</p>
	<p>水道用水供給を受ける水道の需用者に対する情報提供について、貴水道用水供給事業は、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を毎年1回以上定期的に情報提供していなかったため、項目として盛り込むこと。</p>	<p>佐賀西部広域水道用水供給事業</p>
<p>②福祉部局との連携</p>		
	<p>生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、給水停止に至るまでには諸般の事情が推察されるので、要保護者の把握が行えるよう、福祉部局との連絡・連携体制の構築に向けて検討を行うこと。</p>	<p>安城市水道事業、姫路市水道事業</p>

項目	指 摘 事 項	
	<p>生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連絡・連携体制について、貴水道事業は、業務における担当者をつながりによる連携はあるものの、人事異動等により消失するおそれがあり、体制構築が不十分であるため、連絡・連携体制の強化を図ること。</p>	<p>総社市水道事業</p>